鹿児島県産和牛
プレミアムキャンペーン

参画事業者（追加店舗）向け
運用マニュアル

和牛日本一鹿児島応援店　限定!!

鹿児島県産和牛プレミアムキャンペーン

追加募集!

消費者の皆さまに**和牛日本一鹿児島応援店**を利用していただき、
また、**鹿児島県産和牛**をたくさん食べていただくため、
県産和牛を使った対象商品・メニューを含む購入金額に応じて
割引クーポンを発行するキャンペーンを実施します。

キャンペーン参画登録期間

2026年 **11月9日(月)～16日(月)**

実施店舗追加時期

12月1日(火)予定

補助メニュー

【補助額】
1店舗 最大50万円

1 割引販売経費 補助

県産和牛を使った対象商品・メニューを含む購入金額に応じて割引クーポンを発行し、期間中の割引額の合計額を補助します。

【割引基準】応援店ごとに、次のA又はBのどちらかを選択

	購入金額		割引額
A	税込み5,000円以上	→	1,500円割引
B	税込み1,500円以上	→	500円割引

2 広告宣伝費 補助　3 PR資材経費 補助

応援店が行う、①のキャンペーンに係るメディアへの掲載やウェブサイト構築に係る費用、また、チラシやポップの作成費用を補助します。

4 新商品・メニュー開発費 補助

県産和牛を使った新商品・メニュー開発のために購入する、県産和牛購入費用を補助します。
※ 1月31日（日）までに商品化することが必須

応援店登録の申請

このキャンペーンへの
参画を希望する飲食店等は、
11月12日（木）までに、
応援店登録申請をお願いします。

※応援店は、食品表示法などの関連法令の遵守を誓約してもらいます。

QRコードから登録 ↑

クーポンの利用方法

利用者は、
1店舗につき1回限りの
クーポン発行



①応援店において、
利用者が県産和牛を使った
商品・メニューを購入



②利用者が、応援店に設置している
QRコードを読み取り、LINEの
友だち追加→数問のアンケート回答

③回答後、クーポン発行画面を
店員へ提示し、利用者・店員双方で
確認の上、クーポンを発行



④当日のお会計から
クーポン額を割引

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

鹿児島県県産和牛
プレミアムキャンペーン事務局
050-8881-3899
wagyu_kagoshima@nta.co.jp

改訂内容

改訂日	改訂箇所	改訂内容

目次 (INDEX)

01. キャンペーンの概要
02. お問い合わせ先
03. 補助金額・補助対象期間・補助金支払い日
04. キャンペーン参画申請方法
05.店頭販促物（QRコード・POP）
06.割引クーポン発行システム概要
07. 割引クーポンの発行方法
 07-1. 「LINE」アプリの友だち追加とログイン
 07-2. 利用登録の流れ
 07-3. クーポン取得までの流れ
 07-4. クーポン利用までの流れ
08. クーポン利用上限と多言語対応
09. 対応店舗検索機能について
10. よくあるご質問（Q&A）

01. キャンペーンの概要

「鹿児島県産和牛プレミアムキャンペーン」参画事業者募集要項（追加募集）

＜ キャンペーン事業内容 ＞

本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業であり、応援店及び県産和牛の認知度向上と県産和牛の消費拡大を図ることを目的としています。

これに伴い、応援店で実施する割引クーポン発行に係る割引原資をはじめ、宣伝広告費やPR資材製作に要する経費の一部を支援します。

１　参画事業者の要件

(1)　令和8年11月12日（木）までに「和牛日本一鹿児島応援店」の登録が完了している店舗の事業者、又は登録申請済みで令和8年11月16日（月）までに登録される店舗の事業者

※要件に合致していても、店舗の住所が同一、かつ、同一代表者が運営している精肉店及び飲食店については、当キャンペーンでは１店舗とみなします。

(2)　申請者自身又は自社の役員等は、次のいずれにも該当する者ではないこと。

ア　暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22条）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

イ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

ウ　暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

エ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ　暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

(3)　暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等ではないこと。

(4)　本要項の規定及び事務局が示すキャンペーン実施マニュアルに従うこと。

また、県又は事務局による審査の結果、申請内容に疑義が生じた場合、又は県もしくは事務局から求めがあった場合には、経理状況の調査等に誠実に応じること。

※本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業であり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）により、不正の手段を行った者に対しては罰則が設けられています。

※不正受給が発覚した場合は、県と協議の上、対象参画事業者名を公表し、対象参画事業者に返還請求を行うとともに、捜査機関に通報します。

02. お問い合わせ先

鹿児島県産和牛プレミアムキャンペーン　事務局
（県委託先事業者が運営）

TEL : 050-8881-3899
MAIL : wagyu_kagoshima@nta.co.jp

（土日祝、12月26日～1月3日を除く9：00～17：00）

03. 補助金額・補助対象期間・補助金支払日

補助内容・補助申請額

補助対象経費	補助内容	補助申請額
① 割引クーポン発行に係る補助費	利用者が、県産和牛を使った対象商品・メニューを購入した際に発行する「割引クーポン」の割引額を補助します。 **＜割引基準＞** 応援店舗ごとに次のＡ又はＢのどちらかを選択 Ａ：税込み 5,000 円以上の購入　1,500 円の割引 Ｂ：税込み 1,500 円以上の購入　500 円の割引 ※利用者が割引クーポンを発行する際に、「LINE」アプリを使用します。 ※割引クーポンサイトにつながる「QR コード」を掲載したポップは、事務局から配布します。	最大 50 万円から②～④の合計金額を差し引いた金額
② 広告宣伝費	各応援店が行う、当キャンペーンの周知・宣伝に係る費用を補助します。 **＜対象経費＞** 各種メディア掲載・ウェブサイト構築に必要な手数料、委託料 ※「① 割引クーポン発行に係る補助費」の申請が必須 ※事務局でも、当キャンペーンの広告・PR を行うとともに、チラシ・ポスターを参画店舗へ配布します。	上限 10 万円 ※実績に応じて補助
③ ＰＲ資材作成費	各応援店が行う、当キャンペーンに係る PR 資材の作成に係る費用を補助します。 **＜対象経費＞** 各種ＰＲ資材等作成に必要な印刷製本費、委託料 ※「① 割引クーポン発行に係る補助費」の申請が必須 ※事務局でも、当キャンペーンの広告・PR を行うとともに、チラシ・ポスターを参画店舗へ配布します。	上限 5 万円 ※実績に応じて補助
④ 新商品・メニュー開発費	県産和牛を使った新商品・メニューの開発・試作に係る経費を補助します。 **＜対象経費＞** 新商品・メニュー開発に必要な県産和牛購入に係る原材料費（※県産和牛以外の原材料費は対象外） ※新商品・メニュー開発及び販売期間： 補助金交付決定日～令和９年１月 31 日（日） ※上記期間内に、開発した新商品・メニューを商品化し、販売する必要があります。	上限 10 万円 ※実績に応じて補助

03. 補助金額・補助対象期間・補助金支払日

※①割引クーポン発行に係る補助費については、利用者が位置情報認証後に店頭で QR コードを読み込んだ後、スタッフにてクーポン消込作業が必要であるため、無人レジのみの店舗や実店舗を持たない WEB 店舗の場合は、④新商品・メニュー開発費のみ対象となります。

※補助額（最大 50 万円）に関しては、本事業の総補助額から参画店舗数で均等に振り分けた金額となります。

例：補助額 50 万円
②広告宣伝費が 10 万円＋③PR 資材作成費が 5 万円だった場合
補助額 50 万円から、上記②・③の合計金額 15 万円を差し引いた残額 35 万円が①割引クーポン発行に係る補助費の上限となります。

※複数店舗において「④新商品・メニュー開発費」の補助を受けるためには、それぞれの店舗で個別に新商品やメニューを開発していただく必要がございます。

03. 補助金額・補助対象期間・補助金支払日

＜留意事項＞

割引販売経費への補助

ア　参画事業者は、利用者がクーポンを利用する際には、本来の価格と割引後の価格を明示し、その差額が助成であることを利用者が明確に認知できるようにすること。

イ　参画事業者は、割引分をあらかじめ上乗せし、本来の価格が不当に設定するようなことがないこと。

ウ　県内外市町村が実施する他の割引事業との併用は可とする。ただし、他の割引事業を適用後、本事業のクーポン発行条件を満たす場合にクーポンを発行すること。

エ　無断キャンセルされたものについては割引の対象外とする。

オ　補助対象経費①に係る売上伝票や帳簿、補助対象経費②～④に係る根拠資料は、事務局で5年間(2032年3月末まで)保管する。

03. 補助金額・補助対象期間・補助金支払日

3　補助対象期間・補助金支払日

補助対象経費	補助対象期間	補助金の支払日
① 割引クーポン発行に係る補助費	＜キャンペーン実施期間＞ 令和8年12月1日（火） ～令和9年1月31日（日） ※補助上限額に達した店舗から早期終了となります。	・12月分→1月下旬支払 ・1月分→2月下旬支払 ※請求不要
② 広告宣伝費 ③ PR資材製作費 ④ 新商品・メニュー開発費	補助金交付決定日 ～令和9年1月31日（日）	根拠書類(領収書等)を提出後、 2月下旬支払 ※請求必要

※振込名義：「ワギュウキャンペーンジムキョク」

※根拠書類

②、③：領収書、キャンペーン名の記載がある作成済みの写真、画像

④：領収証（鹿児島県産和牛とわかるもの）

「④新商品・メニュー開発」に係る補助金実績報告書　※別添１

→事務局より様式を送付いたします。

「商品化したことが分かるメニュー表の写真」「新商品の写真」

＜キャンペーン実施に係る事業者の対応＞

キャンペーン実施に当たっての詳細事項は、キャンペーン実施マニュアルに規定します。また、今後のスケジュールについては、7Pに記載しております。

04. キャンペーン参画申請方法

＜ キャンペーン参画申請 ＞

1. 申請期間

2026 年 11 月 9 日(月) ～ 11 月 16 日(月) まで

2. 申請方法

メール認証後にログインするシステムから、参画申請を行ってください。

・キャンペーン参画申請の際に利用するシステムの URL は、11 月 6 日に登録メールアドレスへ送付しています。

※新たに応援店登録をした事業者には、申請後、送付いたします。

※キャンペーン参画申請はメールアドレスが必要です。応援店登録時にメールアドレスを未登録の方は事務局までご連絡ください。

3. 追加募集店舗数

先着160店舗

申請後のスケジュール

日程	内容
11月20日（金） （予定）	・補助金交付決定額通知（システム内で通知）
11月下旬	・キャンペーン特設WEBサイト開設へ掲載 ・ポスター・チラシ、読み取り用QRコード掲載ポップを配布
12月1日（火） ～2027年1月31日	・キャンペーン（割引クーポン発行）実施 ※補助上限額に達した店舗から早期終了
2月下旬	・月間売上げ報告（効果検証）

04. キャンペーン参画申請方法

①



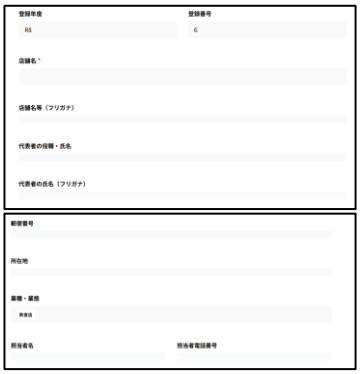
詳細を押す

②



応援店登録時の店舗情報が表示されるので
間違いがなければ「申請」を押す

③



確認して相違なければスクロールして
他も確認する

④



メールアドレス変更確認で
変更ない場合は☑
変更がある場合は入力する

⑤



県産和牛を使用したメニューの
メニュー名・写真・一言PRを入力する

⑥

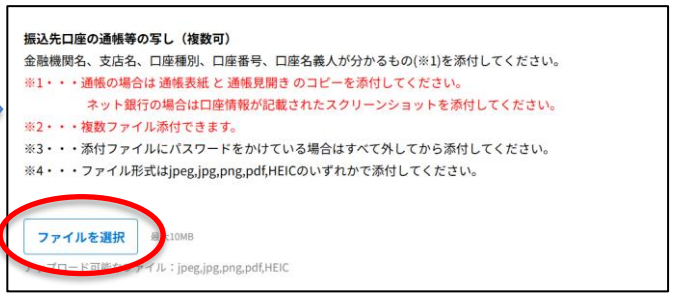


過去の売上実績を入力する
初年度の場合は☑をして入力不要
希望の【補助対象経費】に☑する

⑦



⑧

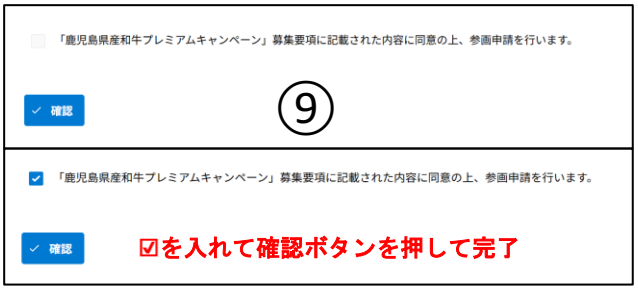


金融機関名、支店名、口座種別、口座番号
口座名義人が分かるものを添付



金機関名を検索し必須項目を入力

⑨



☑を入れて確認ボタンを押して完了

05. 店頭販促物（QRコード・POP）

店舗用ポスター兼チラシ



三角POP

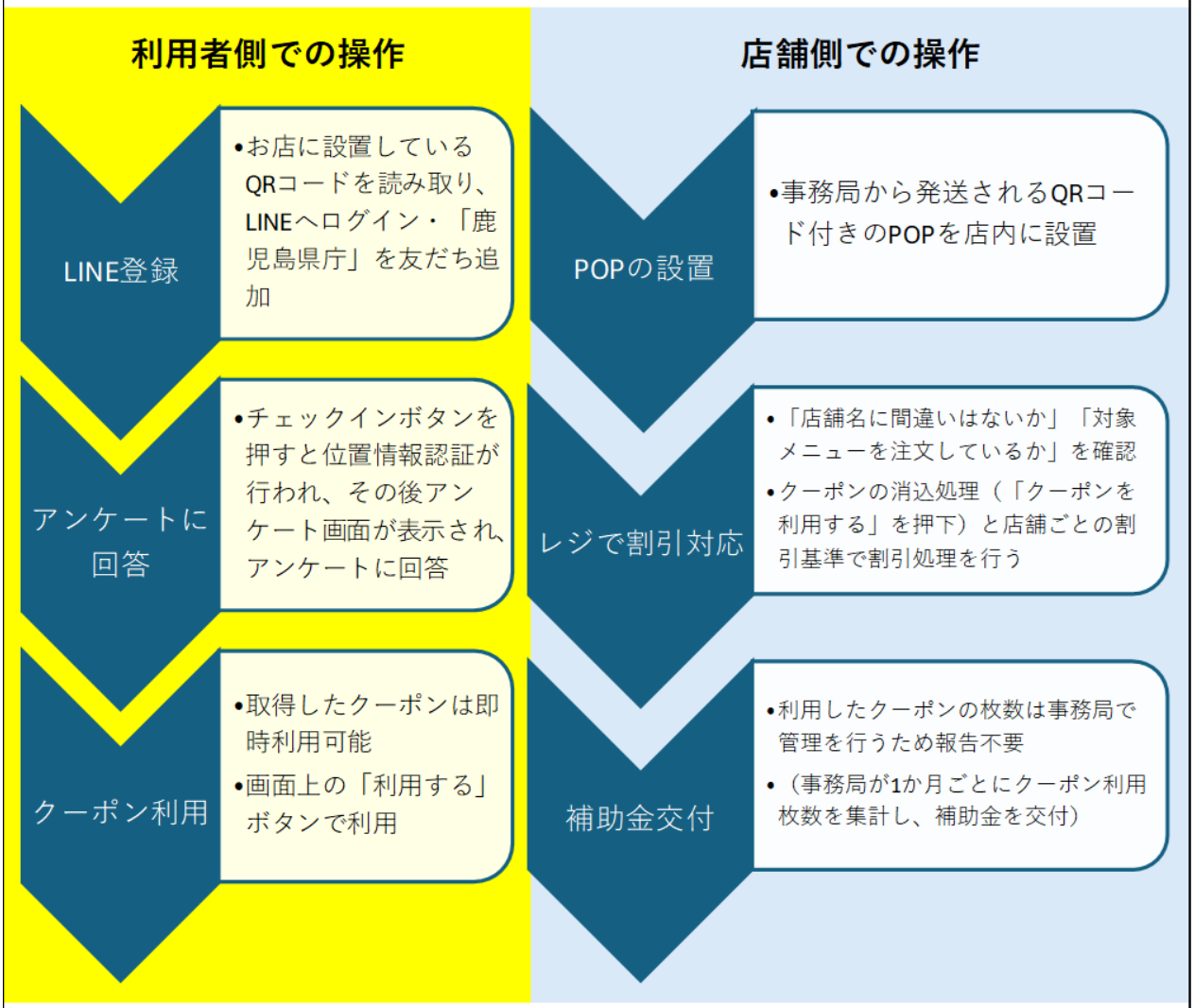


06. 割引クーポン発行システム概要

＜割引クーポン発行システム概要＞

利用者はLINEアプリのインストール、位置情報サービスの「オン」が必要。
利用者ご自身でQRコードからアクセスし、アンケートを回答した後、店舗のクーポンが取得できます。

＜利用登録、クーポン取得、クーポン利用までの流れ＞



⚠ 注意事項

・クーポンの利用は、お一人につき、期間中1店舗1回までの制限あり。
・各店舗でクーポンの利用上限に達した場合、クーポン発行が停止され早期終了となります。
※利用上限のカウントは、クーポン取得時ではなくクーポン利用時

【お問い合わせ先】
鹿児島県産和牛プレミアムキャンペーン事務局（県委託先事業者が運営）
電話番号：050-8881-3899
メールアドレス：wagyu_kagoshima@nta.co.jp

07.割引クーポンの発行方法
07-1友だち追加とログイン

※イメージ



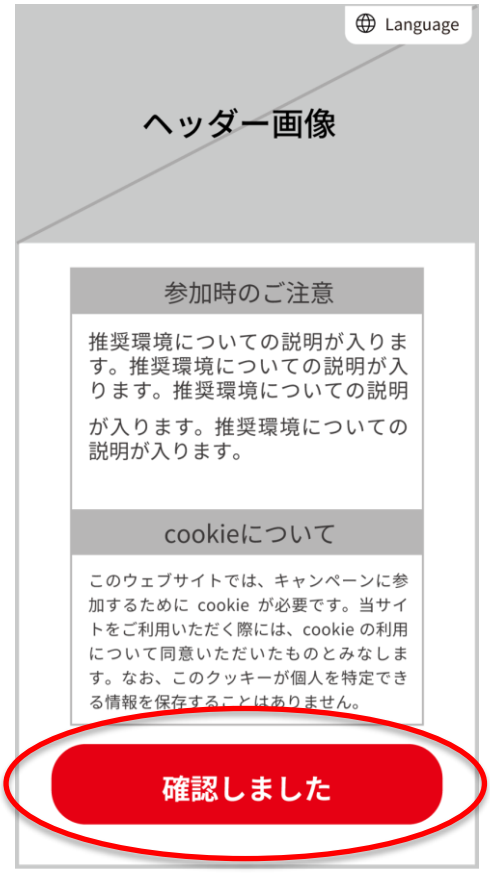
鹿児島県庁の公式アカウントを友だち追加



LINEアカウントでログイン

07.割引クーポンの発行方法
7-2. 利用登録の流れ

※イメージ



注意事項確認後
「確認しました」を押す



全て入力して参加を押す

※登録は初回のみ、次回から参加登録は必要ありません

位置情報（GPS）の設定方法

※クーポン取得には位置情報の「オン」が必要です

■iPhoneの場合

- 「設定」アプリを開く
- 「プライバシーとセキュリティ」をタップする
- 「位置情報サービス」をタップする
- 「位置情報サービス」をオンにする

■Androidの場合

- 「設定」アプリを開く
- 「位置情報」をタップする
- 「位置情報を使用」をオンにする

※画面の上部から下にスワイプして、クイック設定パネルの「位置情報」アイコンから切り替えることもできます

07.割引クーポンの発行方法
07-3. クーポン取得までの流れ

※イメージ



QRコードを読み取り
クーポンを取得する



チェックインを押下
し、GPS認証する

端末の GPS 機能より、位置情報が認証されるとアンケート画面に遷移します。

GPS



アンケートに全て
回答する



スタッフと共に確認
しながら、✓をつけて
どちらか選択する



クーポン取得完了



取得クーポン一覧
から確認ができます

07.割引クーポンの発行方法
07-4. クーポン利用までの流れ

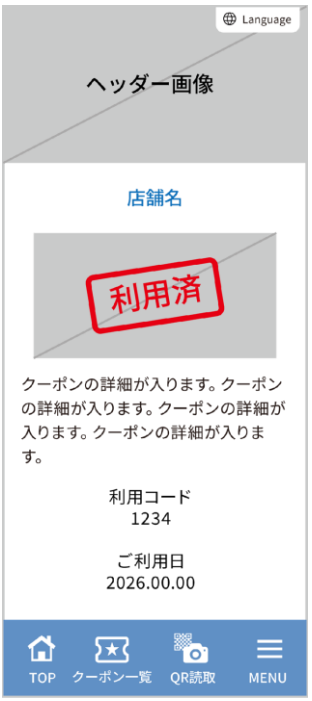
※イメージ



クーポン一覧から選択し
利用するを押す



スタッフ確認の元
☑を入れてもらい利用する
を押す



利用済になり適用
ご利用コード・ご利
用日要確認

08. クーポン利用上限と多言語対応

※イメージ



各店舗でクーポンの利用上限に達した場合、その店舗ではクーポン利用ができなくなります



自動認識・自動翻訳のツールと連動したシステムとなります

言語切り替えバーで希望の言語を選択するだけで、ユーザーに合わせた言語表示が可能です

09. 対象店舗検索機能について

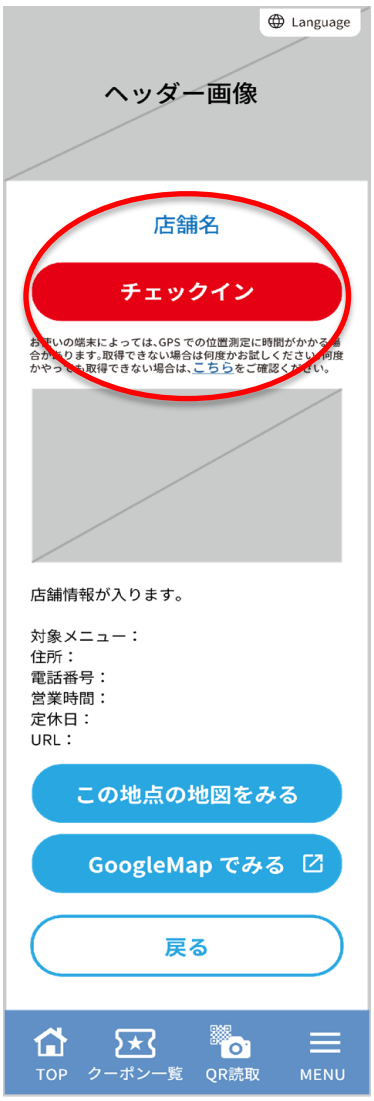
※イメージ



現在地から探す



エリア・店舗名から探す





Google Map

10. よくあるご質問（Q&A）

【補助事業について】

Q. 参加資格を教えてください。
A. 当キャンペーンの対象は、「和牛日本一鹿児島応援店」登録店舗に限られます。
ただし、応援店登録店舗であっても、実店舗を持たないWEB店舗や無人レジを導入している店舗につきましては、参画できる補助事業に制限がございます。
対象となる補助対象経費は「④ 新商品・メニュー開発費（上限10万円）」のみとなりますので、あらかじめご了承ください。

Q. 申請料や登録料、端末代などの初期費用は発生しますか。
A. 参画における費用は、一切発生いたしません。
事前にご準備いただく物品等もございませんので、どうぞご安心ください。
なお、割引キャンペーンに係る広告宣伝費やPR資材作成費などもご申請いただけます。

Q. 複数店舗を経営している場合、申請は店舗ごとに必要か、一括で可能ですか。
A. 申請は、店舗ごとに必要です。多数の店舗を運営されている事業者様におかれましては、大変お手数ではございますが一括申請はできかねますので、ご容赦ください。
ただし、複数店舗において登録メールアドレスが同一の場合、参画申請システムに一度ログインすれば、複数店舗の情報を確認できます。

Q. すべての補助対象経費を申請できますか。
A. 基本的に申請可能ですが、当キャンペーンは有人レジの店舗様を対象としておりますので、WEB一部店舗様におかれましては、参画いただける支援が限られております。
※ 一番最初のQ&A「参加資格を教えてください。」をご参照ください。

Q. 補助金の上限額を教えてください。
A. 上限額は、1店舗につき最大50万円です。
各店舗の利用上限額は、最終的な「応援店の登録店舗数」に応じて変動（按分）しますので、全体の参加店舗数が確定したのち、事務局より各店舗へ個別に対象の上限額を通知いたします。説明会時点では確定した金額をお伝えできませんので、あらかじめご了承ください。
※ 参加店舗数が少ない場合は、1店舗あたりの上限額は50万円となり、参加店舗数が多い場合は、1店舗あたりの上限額は50万円未満となります。

10. よくあるご質問（Q&A）

Q.　「①割引販売経費（発行クーポンの総額）」は、どのように決まるのですか。
A.　各店舗に割り当てられる「総予算」から、申請された「②広告宣伝費」「③PR資材作成費」「④新商品・メニュー開発費」を差し引いた残りの全額が、貴店の「①割引販売経費（発行クーポンの総額）」（上限枠）となります。

（例）1店舗の総予算が50万円で「②広告宣伝費（10万円）」と「③PR資材作成費（5万円）」を申請した場合
▶ 50万円 － 15万円 ＝ 35万円分 がクーポン割引原資になります。
（例）「①割引クーポン発行に係る補助費」以外を申請しなかった場合
▶ 50万円 － 0円 ＝ 50万円分 がすべてクーポン割引原資になります。

このように、申請時に選択された補助対象経費を元に、貴店がキャンペーン期間中に発行できる正確なクーポン枚数を事前に確定させます。

Q.　「②広告宣伝費」「③PR資材作成費」「④新商品・メニュー開発費」は、実際の使用金額が満たない場合も満額受け取れますか。
A.　各経費の上限を超えた場合は、上限額を、その金額に満たなかった場合は、経費として使われた金額をお支払いいたします。

Q.　申請の際、過去の売上実績は正確なものでなければいけませんか。また、手書き伝票での過去の数量計算が困難な場合はどうすればよいですか。
A.　原則として正確な売上実績の入力が必要ですが、どうしても困難な場合は概算でも申請可能です。

Q.　補助金の受け取りはキャンペーン終了後ですか。
A.　「①割引クーポン発行に係る補助費」は月ごとに集計し、翌月お支払いいたします。「①割引クーポン発行に係る補助費」以外については、令和9年2月10日までに領収書等をご提出いただく必要がございます。

Q.　途中で辞退できますか。
A.　キャンペーン途中でも辞退は可能です。

Q.　補助金の振込について、事前に金額や振込日等の確認ができますか。
A.　金額は事前にお伝えし、振込は随時行います。

Q.　お客様はどのようにこのキャンペーンを知りますか。店舗HPなどで告知しないとキャンペーンを知ることができないのではないか。
A.　事務局でSNS・インスタグラム・ライン等で広報を行います。また、県HPにも記載しますのでそちらからも知ることができます。

Q.　当店のSNSで本キャンペーンの案内をしても問題ないか。
A.　問題ありません。

10. よくあるご質問（Q&A）

Q. 応援店のロゴマークはどこかでダウンロードができるのでしょうか。
A. 事務局でロゴマークのデータを保管しておりますので、お問合せいただければデータ送信可能です。

Q. 焼肉店を複数店舗出している場合、全て補助対象となるか。
A. 各店舗ごとに補助額が出ますが、それぞれ申請が必要です。

10. よくあるご質問（Q&A）

【①割引クーポン発行に係る補助費（割引キャンペーン）について】

Q. キャンペーン期間は、いつからいつまでですか。
A. 期間は、令和8年12月1日（火）～令和9年1月31日(日)までを予定しております。

Q. 「Ａ 5,000円以上（1,500円割引）」と「Ｂ 1,500円以上（500円割引）」両方のクーポンを発行できますか。
A. いいえ、両方は発行できません。
本事業では、店舗の取扱商品や客層に合わせて、どちらのクーポンを扱うかを事前にお決めいただき、申請時に、ＡまたはＢの「どちらか片方のみ」をご選択ください。

Q. 県産和牛を使った商品と、その他の商品（県産和牛ではない商品）の合計金額が割引基準額を超えた場合は、割引の対象となりますか。
A. はい。 お会計時の購入商品・メニューの中に、県産和牛商品・メニューが含まれていることが割引条件となります。

Q. キャンペーンの途中で、「やっぱりもう片方の割引基準（例：ＡからＢへ）に変更したい」となった場合、割引基準の変更は可能ですか。
A. 原則として、変更はできません。
各店舗の申請内容（選択した補助対象経費）を元に、事前にその店舗の「確定クーポン発行数」を計算してクーポンを発行するため、途中の割引基準の変更には応じられません。
自店の客層や平均客単価をよく考慮してお選びください。

Q. もしキャンペーン期間中に、自店に割り当てられた上限額（予算枠）を使い切ってしまった場合はどうなりますか。
A. 上限額に達した時点で、貴店でのクーポン発行・割引販売は終了となります。
上限の消化状況は、マイページにてリアルタイムで確認できます。

Q. 同一住所・同一代表者において、精肉店と飲食店を経営しています。どのようにクーポンを発行すれば良いですか。
A. 店舗の判断で、①精肉店及び飲食店の双方でクーポン発行、②精肉店のみでのクーポン発行、③飲食店のみでのクーポン発行を選択できます。ただし、その旨をお客様に周知してください。

Q. 店頭に掲示するポスターやPOPが不足・破損した場合、再請求はできますか。
A. 可能です。

Q. 店舗で出している県産和牛メニューを全て対象にしないといけないか。
A. 各店舗ごとに対象メニューを設定できます。

10. よくあるご質問（Q&A）

Q. 各店舗のクーポン利用状況はどこで分かりますか。
A. 各店舗ごとに、利用状況が確認できるマイページから確認できます。

Q. 申請受付フォームにおける、県産和牛を使用したメニューの登録は1品でよいのか。
A. 最低1品以上のメニュー登録をお願いします。
　なお、申請受付フォームに登録されていない県産和牛を使ったメニューも割引対象になります。

Q. 店舗で補助上限額に達した場合、店舗でもその告知が必要か。また、どこで確認が取れますか。
A. 告知をお願いします。マイページからクーポン発行枚数を確認することができます。

Q. クーポン利用上限に達し早期終了になった場合、店頭からキャンペーン告知類などを撤去した方がいいですか。
A. 撤去が必要です。

10. よくあるご質問（Q&A）

【割引クーポンについて】

Q. クーポンの発行方法を教えてください。
A. クーポンは、電子クーポンです。
お客様にて、ご利用のスマホなどの端末で各店舗にお配りするQRコードをお読みいただき、LINE友だち追加していただくことでクーポンの取得が可能になります。

Q. クーポンの利用方法を教えてください。
A. お客様が端末で店舗のQRコードを読み取り、アンケートに回答することでクーポンが取得できます。
クーポン適用の際は、会計前に必ず、お客様の画面で「店舗名が正しいか」「クーポンが有効か」をご確認ください。
その後、お客様が「クーポンを利用する」をタップし、画面が「クーポン利用済み」になったことを確認してから、レジでの割引処理を行ってください。

Q. クーポンの有効期限は？
A. キャンペーン開始（12月1日）から終了までとなります。

Q. 誤ってクーポンを適用して決済してしまった場合や、取消や修正は可能ですか。
A. クーポンの利用は1店舗につき1回限りです。
誤適用や返品の際、事務局側で「適用の取り消し」は行えますが「クーポンの復活（再利用）」はできかねます。
恐れ入りますが、この旨を必ずお客様へご説明いただきますようお願いいたします。

Q. お客様がクーポン対象の商品を「返品」または「キャンセル」した場合、返金やクーポンの処理はどうすればよいですか。
A. 返品された場合の取消については、事務局にて対応可能です。その際は事務局にご連絡ください。なお、クーポンの復活はシステム上できかねますので、予めご了承ください。

Q. 他の割引やポイントと併用しても良いですか。
A. 他の割引を適応した後の金額が割引基準を超えている場合、併用可能です。

Q. 「Ａ 5,000円以上（1,500円割引）」の店舗として登録しました。お客様が「当該商品を含む1,500円以上の買い物」をされた場合、500円引きを適用してあげても良いですか。
A. いいえ、適用できません。
「Ａ 5,000円以上（1,500円割引）」を選択した店舗様は、お客様の購入額が「5,000円以上（1,500円引き）」の場合のみキャンペーンの対象となります。
1,500円以上5,000円未満の購入に対して、500円引きのクーポンを発行することはできませんのでご注意ください。

10. よくあるご質問（Q&A）



Q.　【重要】クーポンが利用済みだった場合の対応について

A.　クーポンが利用済みだった場合については、必ず「店舗名」と「クーポンのご利用日時」をご確認ください。

記載されている日時をもとに、今回の会計で割引が適用可能かどうか（二重利用ではないかなど）をご判断ください。

Q.　1回のお会計で複数枚クーポンを使えますか。例えば、2万円のお会計時4名がそれぞれ5,000円以上購入クーポンを使えますか。

A.　1回のお会計でクーポン1枚が利用上限のため使えません。4名がそれぞれ使う場合は、別会計にし各会計時に本事業クーポンの発行条件を満たしていれば利用可能です。

Q.　ホテルの夕食に県産和牛メニューを使用していますが、割引クーポンは使えますか。夕食は宿泊代に含まれていますが、宿泊代から割引いてもよいのでしょうか。

A.　県産和牛メニューを含むのであれば使えます。また、その夕食が宿泊代に含まれているのであれば宿泊代から割引をしても問題ありません。

Q.　前もってクーポンを持っている場合、使用前に上限がきている場合でもクーポンを使えますか。

A.　使えません。クーポンを取得していても対象店舗の利用上限がきている場合にはその店舗では利用できません。

10. よくあるご質問（Q&A）

【 ②広告宣伝費について】

Q. インスタグラマーに取材を依頼した場合、「②広告宣伝費」として補助対象になりますか。
A. 補助対象になります。また、領収証の提出が必須となります。

【 ③PR資材作成費について】

Q. 「③PR資材作成費」について、自ら資材を作成する場合の材料費も対象か。
A. 自ら作成する場合は対象外です。外注する場合の印刷製本費、委託料が補助対象となります。

【 ④新商品・メニュー開発費について】

Q. 「④新商品・メニュー開発費」の申請で精肉店の場合、惣菜ではなくステーキやすき焼きのカット等でも、補助対象となるか。
A. 調理が必要となるため、ステーキやすき焼きのカットは対象外となります。

Q. 新メニュー開発における県産和牛購入について、同じ系列店から精肉を購入し、補助費を請求することは可能か。
可能です。根拠書類を揃えて提出してください。
※ 申請開始後に申し訳ありませんが、④新商品・メニュー開発費」の根拠書類が追加になっております。詳しくはP6をご確認ください。

Q. すでに県産和牛メニューを多数扱っているが、新メニューでなければ対象にならないのでしょうか。
A. 新メニューの開発に限ります。

別添１　「④新商品・メニュー開発費」に係る補助金実績報告書

令和　　年　　月　　日

鹿児島県産和牛プレミアムキャンペーン
補助対象経費「④ 新商品・メニュー開発費」に係る補助金実績報告書

店舗名
代表者 署名欄　※自署（フルネーム）

補助対象経費「④ 新商品・メニュー開発費」の実績報告に当たり、下記の事項を誓約するとともに、鹿児島県産和牛（以下、「県産和牛」という。）の購入・使用実績を報告します。

※

代表者御本人様が、太枠内の御確認及び□にチェックをお願いします。

□　購入した県産和牛は、全て、新商品・メニュー開発のために使用しました。

□　申請内容は虚偽ではありません。

※次ページも記入してください。

別添１　「④新商品・メニュー開発費」に係る補助金実績報告書

No.	購入日	購入部位	購入量（g）	購入金額（円）	使用日	使用量(g)
記入例	11月13日	●●牛 肩ロース	2,000	8,000	11月13日	1,000
					11月14日	1,000
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
合計						